

令和3年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和3年11月24日（水） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第4庁舎4階第1会議室・第2会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 対馬部長

資産管理部契約課 大塚課長、川端担当課長、
和田調整係長、野田土木契約係長、
三平建築契約係長

【設計担当】

上下水道局 水道部施設整備課 屋代課長、西出担当係長、
宿田主任

総務企画局 本庁舎等整備推進室 畑担当課長、渡担当課長、
大室主任

建設緑政局 道路河川整備部道路施設課 西澤担当課長、
羽角機械設備維持改良係長、
平野職員

まちづくり局 施設整備部機械設備担当 真鍋担当課長、佐藤担当係長、
佐野職員

交 通 局 自動車部管理課 立石課長補佐、村上職員、
竹下担当課長、中田担当係長、
村瀬担当係長

多摩区役所 道路公園センター整備課 津久井課長、
平井課長補佐・土木整備係長、
関口担当係長

上下水道局 総務部管財課 江島課長補佐

病 院 局 総務部経営企画室 村木職員
他関係職員

4 議 題

(1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの発注工事の抽出
事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [令和3年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題(1)について]

- 「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告
表示内容について説明
(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)
- 「令和3年度上半期指名停止等一覧」(資料3)について報告
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和3年度上半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

渡邊委員 資料3について、確認書類の提出がない又は契約解除願が提出されたことで契約が解除、無効となった契約が3件あったと思われるが、今まではなかったと記憶している。多くなったのはどんな理由があるのか。

事務局 指名停止要綱で定めているところだが、落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を辞退した、入札時の提出書類を正当な理由なく提出しなかったケースは、昨年度及び今年度の入札監視委員会での報告はなかったが、契約については、契約課だけではなく各局でやっている業務委託もあり、この時期に続いてしまったということである。

渡邊委員 それほど珍しいことではないということか。

事務局 そんなに頻繁にあることではない。入札時の提出書類については、予め入札公告等で示しているが、提出されないケースが出てしまった。

渡邊委員 このようなことがあると指名停止になってしまう。事業者にとっては重大なことであることにも係わらず、入札に参加しておきながらこういう事態になるのはどんな理由があるのか。

事務局 工事の場合、一定金額以上で技術者を専任で配置するという条件を付けているが、技術者の数が少ない中で、この工事に配置できる技術者がいなかったと事業者から申し出を受けることになった。

このような場合は指名停止事項に該当するので、公告等に示していたが、たまたまこの事業者が失念してしまったということである。

土屋委員 この件に関連して、「正当な理由なく」と記載のある2番と4番について、事業者から理由が示されているならその点と、資料3について指名停止期間の具体的な理由を教えてください。

事務局 期間は、個別具体的な事情を勘案して定めている。「正当な理由」に

事務局

については、天災やコロナウィルスの蔓延といった社会的に影響がある場合は、やむを得ない事情として認めることがありうる。また、技術者の配置の関係では、市側の都合による工期延期、技術者の死亡・傷病等によるやむを得ない事情により入札時に届け出た技術者が配置できなかった場合は、配置技術者の変更を認め、指名停止の適用除外としている。

基本的な考え方は以上で、個別的な理由は、2番が保守点検業務委託で、施工上の連絡調整が進まずに期日までに着手できなかったとのことで、事業者からの申し出も確認し、正当な理由がないと判断した。

続いて、4番は船舶保険の契約で、入札参加者は保険会社・損害保険やその代理店といった中、代理店が落札したが、保険会社の内規では代理店では取り扱えないことが判明し、代理店側も確認不足であったと認めているため、正当な理由がないと判断した。

指名停止期間については、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の別表1の8「契約不履行等に措置要件・期間」を定めており、期間は12か月～36か月以内で、内容によって定めた範囲内で期間を延ばしている。今回の2件の事情では、いずれも最低限の期間とした。

土屋委員
事務局

債務不履行の対応が悪質の場合は、延期するということか。
そうである。

土屋委員

資料1の合計件数について、昨年度のこの時期との増減の比較はどうか。また、注1の契約金額が250万円を超える案件を対象とすることは入札監視委員会運用指針で定められているが、250万円とした経緯はどのようなものか。

事務局

今回の合計が497件、前年度は454件である。

土屋委員

ここ数年はこれくらいの件数ということか。

事務局

年度初めにおける早期発注件数の差や、昨年度は本庁舎の建て替え等があったが、件数は大きくは変わっていない。

注1の250万円以下については、地方自治法施行令で一定金額以下の契約は随意契約ができるものと定められており、政令指定都市は250万円以下となっている。この基準を基に、川崎市契約規則及び軽易工事契約事務取扱規程で、1件250万円以下の工事は、各課が見積合わせにより契約できると定めており、契約課では基本的に契約執行していない。

渡邊委員

資料3の番号3について、事故が発生したとあるがどんな事故か。

事務局

重機を動かしての作業中、掘削している場所へ作業員が腕を出して重機のアームと接触し骨折した。

渡邊委員

結構ひどい骨折だったのか。

事務局

そこまでひどい骨折ではない。施工中の事故で、工事の従事者に負傷者が出て通院加療となった。また、事故後の報告書から安全管理義務を怠ったと判断し、指名停止措置となったものである。

渡邊委員

指名停止期間が2週間であったが、事故の結果によって期間の長さが決まるのか。

事務局 基本的には先程と同様に正当な「理由なく」に該当するか、また、事業者の対応に問題がなかったかも考慮しながら、期間を決定している。
今回の事故は、安全管理を全くやっていなかったというより、徹底できていなかったため発生した。作業員に再度周知徹底を図る、また怪我の対応として速やかに警察・労働基準監督署・市に報告をしているため、指名停止期間を最低限とした。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題（２）について]

議題（２）の「令和３年４月１日から令和３年９月３０日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「千代ヶ丘配水塔更新工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「千代ヶ丘配水塔更新工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 資料P26（２）アに経営事項審査の総合評定値とあるが、どのように決まっているのか。

事務局 国・都道府県・市で使用している客観的指標で、会社の規模、完成工事高や従業員数などを基に、各事業者が国・都道府県に審査を依頼して各機関が決定をしている。

渡邊委員 点数が高いということは会社の規模が大きく、経営基盤がしっかりしているということか。

事務局 そうである。

渡邊委員 資料P30総合評価落札方式に関する評価調書（結果一覧）の入札参加者の価格以外の評価点において、施工計画中の工程管理の点数が、落札者となっている安藤ハザマ・東鉄・興信共同企業体の方が低くなっている。全体の加算点が低い事業者が落札者となっているのは入札金額が安かったことに起因していると思われる。以前も指摘していたが、工事をしっかり施工する事業者に工事を任せるべきではないのか。

事務局 今回は総合評価方式の簡易型ということもあり、企業の信頼性・社会性以外にも、工程管理や安全対策も考慮に入れているが、総合評価の点数の算定方法は国のガイドラインに基づいており、算定式のとおり、入札金額も含まれているため、金額が大きい工事ほど影響が大きくなる。

以前と同様の回答だが、適正な履行能力は、入札参加時に類似工事实績や経営事項審査の総合評定値を条件として確認しているなので、どの事業者も必要な履行能力は満たしていると考えている。

渡邊委員 資料P48の評価項目に対する配点及び自己採点表の施工計画、工期

	<p>設定の適切性で配点0.5点は「各工程の工期及び工事手順が適切である提案が1項目」となっていることから、3つの内、1つしか認められなかったと思われるが、その2つはどういった内容だったのか。</p>
設計担当	<p>今回の工事は、配水塔の付属施設で、複数同時進行にて狭い用地で効率的に工夫して行う点を提案するものであったが、提案された3項目のうち、1つは一般的な内容の提案であり、もう1つは、配水塔の基礎部分における提案だったが、全体的な施工に関する回答として十分ではないため、評価できる項目が1つだけであった。</p>
渡邊委員	<p>評価項目は市が考えている最低ラインから上乘せするものであり、マイナス要素とするものではないのか。</p>
設計担当	<p>そうである。</p>
土屋委員	<p>今回の総合評価は、簡易型ということで技術的な影響が少なく、金額の影響が大きいということか。</p>
事務局	<p>評価点として施工計画等の採点は大きくなっているが、今回は結果として金額の影響が大きかった。</p>
土屋委員	<p>仕様書に関する質問・回答について資料P38にあるが、具体的にどんな質問があったのか。仕様書をダウンロードしたが参加条件を見て参加をやめた事業者はいたのか。</p>
設計担当	<p>質問は出されており、設計上どのように考えているかの趣旨のものであった。</p>
事務局	<p>仕様書は共通ダウンロードコーナーから確認できるため、参加条件を見て事業者がどのような判断をしたかはわからない。</p>
土屋委員	<p>ダウンロード数はわからないのか。</p>
事務局	<p>システム管理事業者に確認を依頼しアクセスの履歴を調べればわかるかもしれない。</p>
土屋委員	<p>積算内容を一目見て、すぐできないと判断する業者がいるのか知りたかった。</p>
事務局	<p>一般競争入札の場合は、スケジュールの都合上、まず参加申し込みを行い、後日、仕様書や積算を確認して、申し込んだ後に辞退するケースはある。</p>
井町委員長	<p>今回、2者入札があり、結果的に2者とも低入札調査基準価格を下回った。資料P31に落札者の低入札価格調査結果概要が記載されているが、2者とも調査することはあるのか。金額の差によっては行うのか。</p>
事務局	<p>低入札価格調査は要綱等に従い行っており、基本的には落札候補者のみである。下見積業者や詳細な積算といった通常の情報公開では非公開とする情報も提示をしていることもあり、落札候補者に限っている。</p>
井町委員長	<p>落札候補者不適となった場合は次順位の事業者に調査を行う。</p>
井町委員長	<p>金額が僅差の場合でも、1者しか行わないのか。</p>
事務局	<p>調査の目的は、契約して適正に履行できるかの確認であるため、落札候補者のみである。</p>
井町委員長	<p>2者とも低入札調査基準価格を下回ったが、予定価格の設定は適正だ</p>

設計担当 ったか。
単価については、水道の厚生労働省の歩掛表、資材については上下水道局単価や市のもの、建設物価は積算資料に掲載したものを使用している
るので、適正であると考えている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「川崎市新本庁舎復元棟新築工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「川崎市新本庁舎復元棟新築工事」の事務局の説明に対する質疑について]

井町委員長 予定価格について、99.98%という落札率になっているが、どのように考えているか。

設計担当 推察になるが、超高層棟工事を含めて基礎は1つの建物で、上部が超高層棟と復元棟に分かれており、復元棟には超高層棟との接続部分があること、かつ工期的にもかなり長期のため、不調対策として見積期間を長くし、事業者が下請業者との見積りを精査・交渉を行う時間が取れたことで適正な価格になったと思われる。また、1回目の入札で高めに入れたことが要因の1つと考える。

土屋委員 総合評価の簡易型だが、技術的な工夫の余地が小さいと考えた判断基準は何か。

設計担当 例えば焼却場のような中の機械によって建物が色々変わってしまう可能性がある施設については、技術的に工夫の余地があるとして総合評価の標準型で行うが、本案件は市で定めた設計図書に従って施工するため、技術的な工夫が少なく簡易型を設定した。

渡邊委員 99.98%という落札率になった理由として、見積期間を長くしたこと及び図面に従って施工することと説明があったが、落札者とならなかったジェクト株式会社の入札金額の理由についてはどのように考えられるか。

設計担当 推測になるが、工期が長く、監理技術者や現場代理人の拘束期間、利益がどのくらい確保できるかなど、事業者の希望を金額に反映した結果と考える。また、先程も回答した失格基準価格を下回らないように高めに入札したと考える。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「道路冠水表示板設置工事」の入札条件・落札結果等について説明

【一般競争入札の抽出事案「道路冠水表示板設置工事」の事務局の説明に対する質疑について】

土屋委員 開札状況表において 入札参加資格確認者で6者、入札者が2者となっているが、推測でよいので辞退した理由は何が考えられるか。

設計担当 推測になるが、配置技術者や受注している仕事の量などの事業者の手持ち状況、また、交通量が多く、埋設配管等もあり別機関との調整もあるので辞退したのではないかと考える。

土屋委員 積算しやすい工事にあたるのか。

設計担当 建設緑政局で単価を公表している案件なので、推測しやすい工事であると考え。また、先程の辞退について、事業者の積算結果が公表されている単価を参考に積算したものと比べて合わなかったことも原因と考える。

土屋委員 資料P98の発注情報詳細の6一般競争参加資格(8)の特定建設業とはどんなものか。

事務局 建設業法の中で、基本的には下請けに出す合計金額が4000万円以上の工事の場合、特定建設業の許可を受けている必要がある。なお、請負金額が4000万円以上でも、下請け金額が4000万円を下回る場合は下請契約に誓約書を提出すれば、一般建設業でも可としている。特定建設業は、一般建設業よりも難易度が高くなっている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「梶ヶ谷小学校直結給水化工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「梶ヶ谷小学校直結給水化工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 指名競争入札で10者の内、7者が辞退・不参となっているが、どんな理由が考えられるか。また、落札者と他の入札者との間で約4割の差が開いている要因は何か。

設計担当 小学校の改修工事で夏休みの工事期間を設定しており、その期間に十分な設備を用意すること、また、配管工事であり金額的なメリットが小さいことが考えられる。

予定価格については国土交通省の積算基準に基づいている。機材としては、配管や弁になるので、人件費を高く見積ったのかもしれない。

事務局 指名競争入札で1000万円未満の案件となり、発注金額も小規模で、発注ランクもCとしているため、参加業者が比較的小規模であり、積算へ掛けられる人的資源が小さかったと推測される。

また、比較的人気がなく、利益を多めにとった可能性もある。

土屋委員 魅力のない工事は、参加者が少なくなってしまうのか。
設計担当 学校工事は計画的に行っており、夏休み期間ということもあり、発注の時期を調整して、事業者が参加しやすい時期を設定していく。
井町委員長 施工能力と積算能力に相関性はあるか。
設計担当 入札に参加した事業者は技術があり、過去に落札したこともあるので、一概に相関性があるとは言えない。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「上平間営業所屋外附帯電気その他設備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「上平間営業所屋外附帯電気その他設備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 資料P 1 2 8の工事請負契約指名理由書で「施工区付近の地元企業者若しくは近隣の企業者を指名する」とあるが、その区だけなのか、近隣の区も含むのか。また、指名理由を具体的にどのように考慮したのか。

事務局 指名業者選定運用基準に基づいて、施工区である中原区及び近隣の区を中心に、不誠実な行為の有無や手持ち工事の状況等を総合的に勘案し選定している。

井町委員長 開札状況表を見ると、落札者以外の3者に820万円台が多いことから、この金額がスタンダードと思われるが、予定価格の設定についてどうなっているか。

設計担当 予定価格は公共工事の積算基準、川崎市の積算基準を基に適切に設定している。推測だが、今回の工事は特殊性が高くなく、事業者の積算精度が高いため、最低制限価格を下回らない範囲で入札したためではないか。

渡邊委員 事業者が割と正確な積算ができたのではないかと説明があったが、各入札金額と予定価格との差が発生していることについて、行政としてどのように考えているか。

設計担当 推察になるが、予定価格を積算し、利益も考慮した上で、価格を下げたという業者努力があったのではないかと推察される。

渡邊委員 魅力的な工事のため、入札金額を下げても落札したかったのか。
設計担当 発注ランクがCとなっており、年間を通してCランクの件数は多くないので、それも入り入札したのではないかと推察される。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「大丸用水樋門機械設備改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

【随意契約の抽出事案「大丸用水樋門機械設備改修工事」の事務局の説明に対する質疑について】

井町委員長 県が発注した工事を市が改修すると随意契約理由にあるが、どこまでが県でどこまでが市の工事になるのか。

設計担当 県が管理する川で、川についている水門の所有者が不明となっていた。令和元年の台風の時に所有者が不明だったことが問題となり、水門の機能回復は県が実施し、その後、市に引き渡しして管理を行うこととなった。

市では、操作・運用を遠隔化する計画をしており、そのための電動化に関する工事を市が受け持った。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 **【議題（3）その他について】**

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、次回土屋委員が抽出担当となる予定である旨を確認。

○令和4年度前期の委員会の開催日について

令和4年7月14日（木）14時から委員会を開催することについて了承された。

【閉会】

井町委員長 それでは、これで令和3年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。